

## 第2回 市川市いじめ問題対策連絡協議会

令和7年12月24日（水）午後3時00分  
市川市役所 第2庁舎4階大会議室

次 第

1 開会

2 出席者紹介

3 協議

（1）各機関・団体より

（2）本市におけるいじめの発生状況について

4 その他

5 諸連絡

6 閉会

## 委 員 名 簿

審議会等の名称：市川市いじめ問題対策連絡協議会

氏 名	所 属 ・ 役 職	選出区分
清水 晴子	市川市立新井小学校・校長	第2号委員
川野辺 修	市川市立第八中学校・校長	第2号委員
芳賀 竜二	市川市立須和田の丘支援学校・校長	第2号委員
大池 正記	千葉地方法務局市川支局・総務課長	第3号委員
渡邊 祐平	千葉県市川警察署生活安全課・課長	第3号委員
林 輝夫	千葉県行徳警察署生活安全課・課長	第3号委員
大橋 愛生	市川市PTA連絡協議会・事務局長	第4号委員
岡本 尚之	市川市民生委員児童委員協議会・副会長	第4号委員
須賀 裕子	市川市こども家庭相談課・課長	第5号委員
酒井 雅彦	市川市少年センター・所長	第5号委員
吉野 貴子	市川市教育委員会指導課・課長	第5号委員
榎本 弘美	市川市教育委員会学校地域連携推進課・課長	第5号委員
森角 有和	市川市教育委員会義務教育課・課長	第5号委員

※ 令和7年5月27日現在

【所管課】  
学校教育部 義務教育課  
(内線： 18733)

# 報道発表資料

法務省  
Ministry of Justice

令和7年5月23日  
法務省

## 令和7年度「子どもの人権SOSミニレター」事業の実施について

学校におけるいじめを始め、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小・中学校等に「子どもの人権SOSミニレター」（料金受取人払の便箋兼封筒・はがき）を配布します。

小・中学生から送付されたミニレターには、法務局職員又は人権擁護委員が一通一通、丁寧にお答えします。

- 実施時期：令和7年5月23日（金）から同年7月4日（金）にかけて、全国の小・中学校等に「子どもの人権SOSミニレター」を配布（配布総数約1,132万部）
- 実施機関：法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会
- 実施内容：別紙のとおり

### 令和7年度「子どもの人権SOSミニレター」（小学生用）



(問合せ先)

人権擁護局調査救済課 荒川、今井

電話 03-3580-4111 (内線2715)

03-3592-7612 (直通)

# 令和7年度「子どもの人権SOSミニレター」事業の実施内容

全国の法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会では、平成18年度から、料金受取人払の便箋兼封筒（以下「書簡型」という。）の「子どもの人権SOSミニレター」（小学生用及び中学生用の2種類）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、身近な人にも相談できないこどもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、こどもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

また、今年度は試行として、一部の地域を対象に、上記書簡型のミニレターに代えて、はがき型のミニレターを配布します。

## 1 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）、義務教育学校及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。）の児童・生徒全て

## 2 実施時期

令和7年5月23日（金）から同年7月4日（金）にかけて、全国の小・中学校に「子どもの人権SOSミニレター」を配布  
また、全国の児童相談所においても配布

## 3 実施機関 法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会

## 4 対応する相談員 法務局職員及び人権擁護委員

## 5 想定される相談内容

- （例）・学校で「いじめ」を受けている。  
・学校で「体罰」を受けている。  
・家庭で「暴行・虐待」を受けている。  
など

※ 事案によっては、学校・児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護を図る場合や、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵犯事件として調査を開始する場合もあります（過去の救済事例は別添1のとおり）。

## 6 はがき型のミニレターの試行

より気軽に相談することができるミニレターを目指して、試行として、長崎県の全部及び長野県の一部の小・中学校に、書簡型のミニレターに代えて、はがき型のミニレターを配布。



(参考)

(1) 相談件数の推移・内訳（別添2のとおり）。

(2) 子どもの人権問題に関する「子どもの人権SOSミニレター」以外の相談窓口

● 子どもの人権110番（全国共通フリーダイヤル）  
0120-007-110（ぜろぜろななのひゃくとおばん）

● 子どもの人権SOS-eメール（24時間受付）  
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



インターネット人権相談 検索

じん けん  
子どもの人権  
**SOS-eメール**

● LINEじんけん相談（チャット形式による人権相談）

法務省ホームページ ([https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00034.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html)) から公式アカウント「法務局LINEじんけん相談」を友達追加



## 「子どもの人権SOSミニレター」を端緒に救済措置を講じた主な事例

### 1. 親から中学生に対する虐待

◆中学生の生徒が、親から、無理やり性的行為をされるなどの虐待を受けているが誰にも相談できないとして、「子どもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局は、直ちに当該生徒が在籍する学校に連絡するとともに、児童相談所に通告し、今後の対応について調整を行った。

その結果、児童相談所が速やかに当該生徒を保護するに至り、当該生徒の心身の安全が図られた。

(措置:「援助」)

### 2. 小学校におけるいじめ

◆小学生の児童が、同級生から、殴られるなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないとして、「子どもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局が調査した結果、担任教諭は、当該いじめを認識していたにもかかわらず、校長に速やかに報告をしなかったため、学校における対応が適切に行われていなかったことを確認した。

法務局は、校長に対し、早期に校長までの連絡・報告をし、組織的に対応するなど、学校全体でいじめ行為の発生の防止と解消に向けた取組を一層強化するよう要請した。

(措置:「要請」)

### 3. 中学校におけるいじめ

◆中学生の生徒が、同級生から、「死ね」といわれるなどのいじめを受けており、死んでしまいたいとして、「子どもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該生徒は被害についてこれまで誰にも相談しておらず、その悩みを担任教諭が把握できていなかったことが判明したことから、当該生徒が通う学校が必要な対応を実施できるよう情報提供を行った。また、法務局は、「子どもの人権SOSミニレター」を通じて数度にわたり当該生徒とのやり取りを継続して信頼関係を構築し、スクールカウンセラーに相談することなどを勧めた。

その結果、家庭及び当該学校との間で当該生徒の見守り体制を構築することができた。

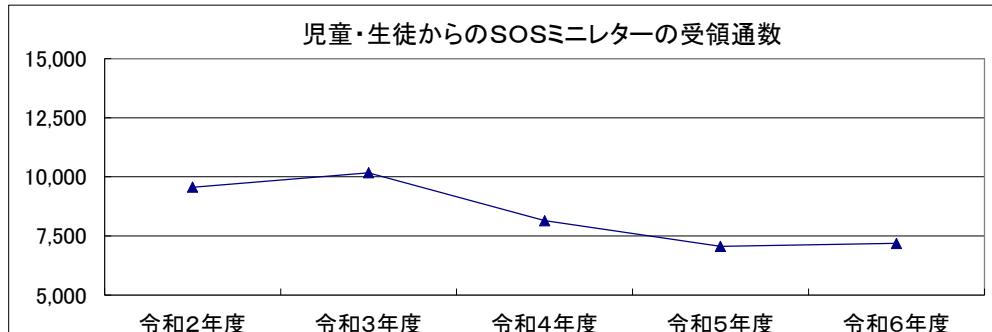
(措置:「援助」)

## 「子どもの人権SOSミニレター」統計資料(令和2年度～令和6年度)

別添2

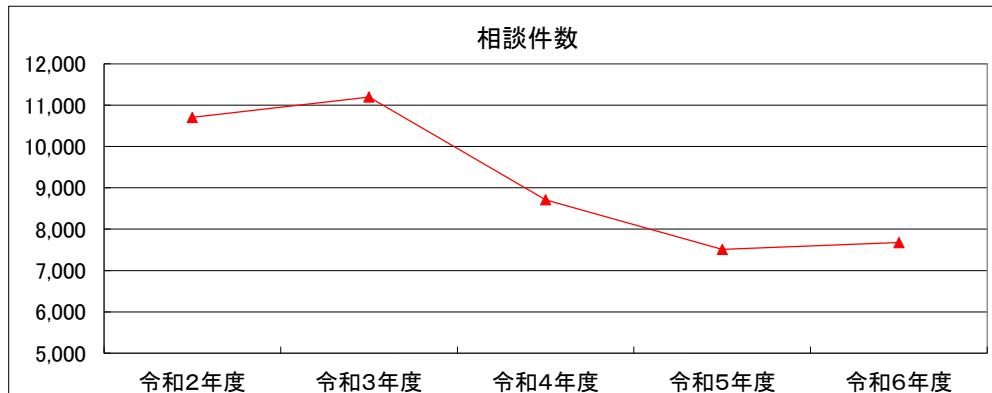
### 1. 児童・生徒からのSOSミニレターの受領通数(単位:通)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受領通数	9,563	10,171	8,147	7,062	7,189



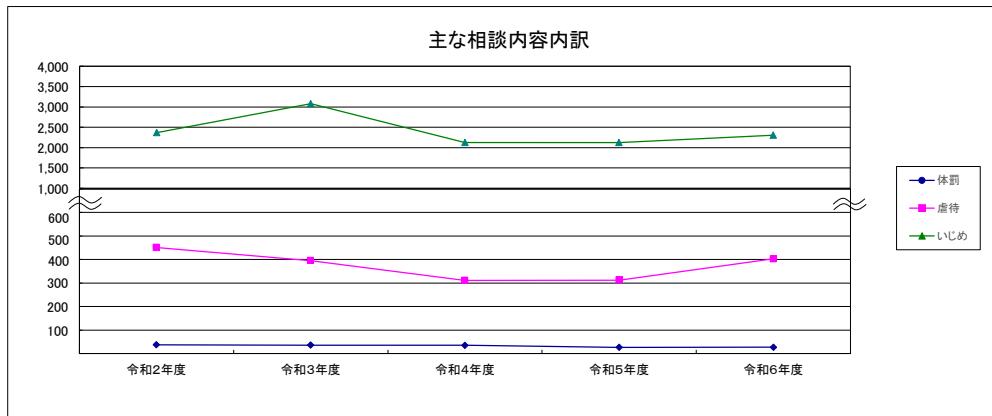
### 2. SOSミニレターを端緒とする人権相談の件数(単位:件)※注

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受理件数	10,704	11,194	8,710	7,511	7,677



### 3. 相談内容内訳(単位:件)※注

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
体罰	37	36	35	26	27
虐待	451	395	311	312	403
いじめ	2,368	3,080	2,125	2,126	2,305
その他	7,848	7,683	6,239	5,047	4,942



※注 1通のミニレターに複数の相談内容が含まれている場合、それぞれを1件の人権相談として計上している。

## 「子どもの人権SOSミニレター」統計資料(令和6年度)

別添2

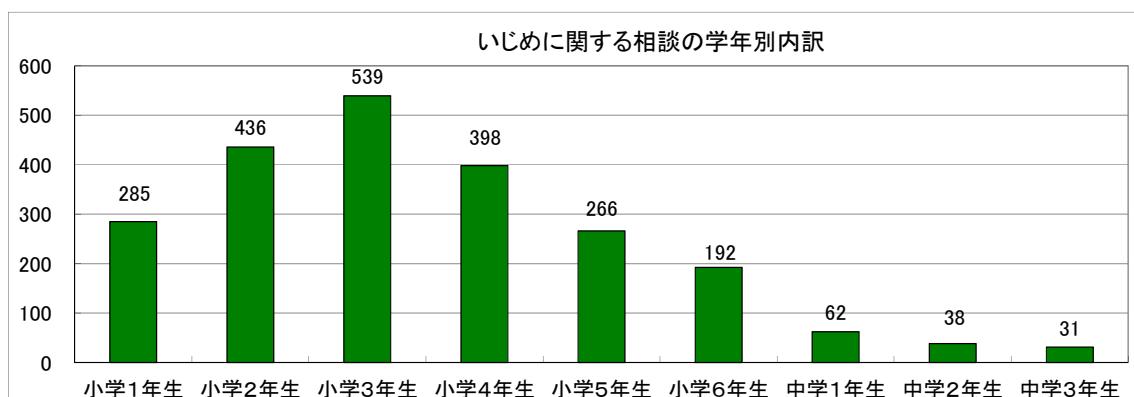
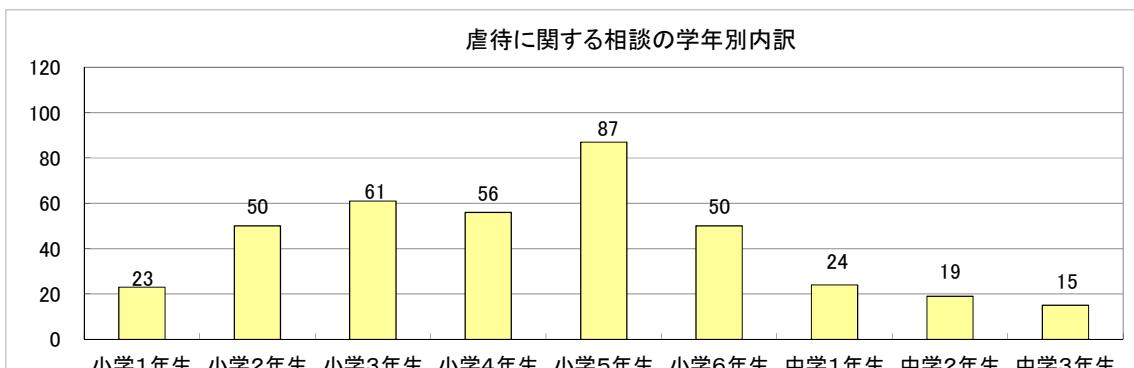
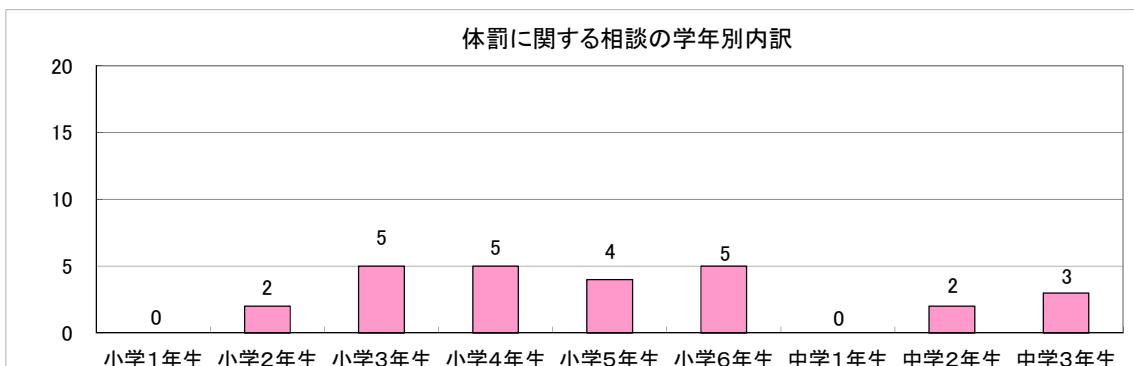
### 1. 学年別相談受理件数(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
件数	917	1,271	1,501	1,184	965	738	329	260	229	283	7,677



### 2. 学年別相談内容内訳(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
体罰	0	2	5	5	4	5	0	2	3	1	27
虐待	23	50	61	56	87	50	24	19	15	18	403
いじめ	285	436	539	398	266	192	62	38	31	58	2,305
その他	609	783	896	725	608	491	243	201	180	206	4,942



あなたは、大丈夫



考えよう！  
インターネットと  
人権



人権



〈四訂版〉



便利なインターネットも  
使い方次第で思わぬトラブルが…

# 正しいルールと知識を身に付け、 人権尊重意識をもって、インターネットを利用しましょう！



## 目次

CHECK 「普段のインターネットの使い方を振り返ってみよう！」	2
ネットは便利！でも、危険も	3
①ネットいじめ	5
コラム「ネットいじめの深刻な影響」	
②著名人に対する誹謗中傷	7
コラム「アスリートに対する誹謗中傷等」	
③個人情報の拡散	9
コラム「個人の特定を招かないために」	
コラム「名誉を傷つける情報の投稿・拡散」	
④性犯罪・児童ポルノ・リベンジポルノ	11
コラム「SNSへの書き込みを発端とする凶悪事件が発生！」	
⑤インターネットでの差別	13
コラム「ヘイトスピーチ」	
コラム「特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿の問題」	
ネット被害から自分を守るために／ネットで相手を傷つけないために	15
フィルタリング、ルール、マナーは、子どもの人権を守ります！	17
書き込みや写真、動画などの削除依頼について知りましょう	19
困った時には、一人で悩まず、相談しよう！	20
あなたのお悩みに合う様々な相談窓口があります	21
法務局に相談する場合の流れ	22

## 法務省委託

企画：法務省人権擁護局 ホームページ <https://www.moj.go.jp/JINKEN/>

監修：藤川 大祐（千葉大学教育学部教授）

制作：公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目10番12号 KDX芝大門ビル4F

電話 03-5777-1802（代表） FAX 03-5777-1803 ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp>

# 普段のインターネットの使い方を振り返ってみよう！

Check !

- SNS に投稿するとき、普段、人と話すときよりも、つい強い口調になる。
- グループで話すとき、みんなで一人をからかうことがある。
- 他の人に対する批判や自分の意見をよく書き込んでいる。
- 面白いと思った投稿や共感できる投稿を見つけたら、すぐに拡散している。
- 自分や他の人が写った写真や動画を日常的に投稿している。
- 自宅や学校、よく行く場所で撮った写真や動画を日常的に投稿している。
- 他の人が投稿した写真や動画を投稿者に確認せず他の SNS に投稿している。
- 冗談のつもりで、他の人やお店に関するうそや大げさな表現を含んだ投稿をしたことがある。
- インターネットで知り合った人に、自分の写真を送ったり、直接会ったりしたことがある。



# ネットは便利！

インターネットは、パソコンやスマートフォン、タブレットなどを使って簡単に利用できます。また、様々なアプリやSNSの活用により、コミュニケーションの輪が広がります。世界中のWEBサイトにアクセスできたり、遠く離れた人とも写真や動画を共有することができたりと、インターネットは世界中の様々な人やモノとつながることができる便利なツールです。

## ネットの便利な使い方

他にもいろいろ

### 楽しみが広がる！

漫画、ゲーム、映画、投稿された動画などを気軽に楽しめます。



### 勉強に利用できる！

様々な学習に利用でき、勉強の手助けをしてくれます。



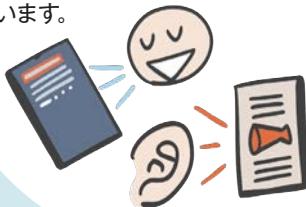
### 自分の意見や作品を発表できる！

SNSなどを使い、自分の意見や小説、漫画、音楽、動画など、自由に発表することができます。



### 障害のある人の行動範囲が広がる！

メールや読み上げソフトなどは、障害のある人の意思疎通にも役立てられています。



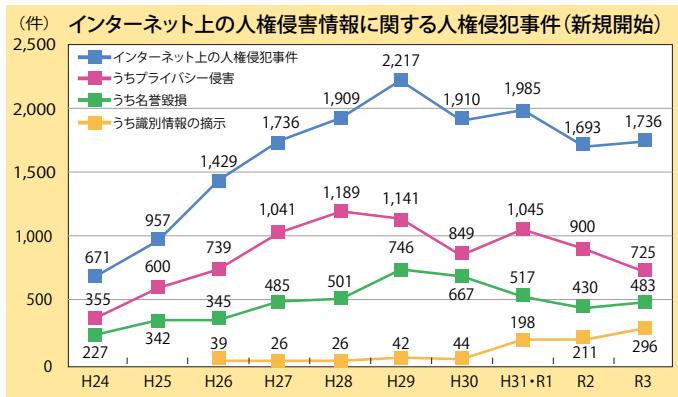
インターネットと人権はどのように関係しているのでしょうか？  
自由な表現が尊重される一方、  
守られるべき権利があることを忘れてはなりません。

# でも、危険も…

私たちの生活を豊かにしてくれるインターネットも、使い方を間違えると、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけとなり、人を傷つける「凶器」にもなったりします。軽い気持ちで投稿したメッセージや写真によって、他人や自分自身の名誉、プライバシーを侵害し、時には平穏な生活や身体・生命を脅かす事態につながることもあります。

自由に意見や情報を発信・収集できるインターネットにより、表現の自由や知る権利を、より一層享受できるようになった一方で、気づかぬうちに、自分の人権が侵害されたり、他人の人権を侵害したりするかもしれないことを忘れてはいけません。

あなたもインターネット上で、誹謗中傷につながる書き込みや、プライバシーを侵害するような書き込みを見たことがあるのではないでしょうか。そのようなインターネット上の人権侵害は、近年増加傾向にあり、実はとても身近で、深刻な社会問題です。



法務省人権擁護局『令和3年における「人権侵犯事件」の状況について』  
※名譽毀損とは、他人の名誉を傷つけることです。

※識別情報の掲示とは、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘するものです。



このパンフレットを読んで  
考えてみましょう。

## 身边に起こっているトラブルの事例です。

インターネット上の人権侵害は、一部の人だけに起こることではありません。使い方次第で、誰もが「被害者」にも「加害者」になる可能性があるのです。

# 1 ネットいじめ

インターネットは、いつでも友だちとSNSでやり取りがたり、瞬時に情報を発信・拡散できたりする、とても便利で、実生活と密接に関わるツールです。しかし、これらのツールを利用したインターネット上の「いじめ」が社会問題となっています。

## 無料通信アプリにおける仲間外れや誹謗中傷



無料通信アプリのグループから外されたり、再三にわたり、同級生らからネット上に陰湿な悪口を書かれたりしました。また、書き込まれた悪口が拡散し、学校に行けなくなりました。最終的には、同級生を名指しして、「ネットに悪口を書かれ生きるのがツライ」と遺書を残して自ら命を絶つてしまいました。



## 加工された画像の拡散



友人を隠し撮りした写真を下着姿に加工し、SNSに投稿しました。その写真は話題になり、どんどん拡散されていきました。知らないうちに自分の写真が投稿され、拡散されていることを知った友人は、大きなショックを受け、自ら命を絶とうとしました。



## ネットいじめの深刻な影響

ネットいじめは、主にSNS上のやり取りなどで起きています。

ネットいじめの例として、グループから外す、うその情報や恥ずかしい画像を投稿・拡散させる、誰かを傷つけたり脅迫したりするようなメッセージを送るなどがあり、書き込まれた情報や誹謗中傷がすぐに広がる一方で、周囲の大人には発覚しにくいという特徴があります。

そのため、被害が拡大しやすく、被害者の心を深く傷つけるだけでなく、日々の生活や人間関係に悪い影響を与え、時には命に関わるほどの深刻な事態にもつながるのです。

インターネット上のやり取りでは、直接会って話すよりも、お互いの感情を読み取ることが難しく、誤解や感情の行き違いが起こりやすくなります。冗談のつもりで送ったメッセージや投稿が、相手を傷つけたり、追い詰めたりする可能性があることに常に注意する必要があります。

また、自分と相手の立場を入れ替えて、「それをされたら自分はどんな気持ちになるか」を想像し、「嫌だな」と思うことはすべきではありません。

もし、ネットいじめの被害を受けていると感じたときは、相手の気持ちを聞いてみて、「嫌だからやめてほしい」と伝えてみましょう。それが難しいときや、被害が続くときには、一人で悩まず、学校の先生や保護者などの信頼できる大人か、相談窓口(P.21~22)に相談しましょう。



身边に起こっているトラブルの事例です。

## 2 著名人に対する誹謗中傷

当たり前のことですが、著名人も私たちと同じ人間です。自分に対する誹謗中傷を見れば、同じように傷つきます。「著名人だから我慢すべき」や「批判の意見を書いただけ」といった言い訳は通用しません。

### SNS等での誹謗中傷による損害賠償請求



テレビなどの言動が気に入らないと思っていた著名人の悪口をネット上で見つけ、再投稿したり拡散したりしたところ、同じような悪口や嫌がらせの投稿が広まっていきました。

虚偽の投稿によって名誉を傷つけられたとして、最初に投稿した人だけでなく、再投稿・拡散した人も訴えられ、損害賠償を請求されました。



COLUMN

### アスリートに対する誹謗中傷等

オリンピックやワールドカップなど、アスリートの活躍が大きく報道される一方で、アスリートに対する誹謗中傷が深刻な問題となっています。誹謗中傷の内容は、アスリート個人の能力を非難するものや、性別や国籍・人種等に関する差別的な内容など様々であり、その投稿をした動機についても、アスリートやスポーツ界を応援するためなど、決して悪意によるものではない場合もあります。しかし、どのような理由であっても、その投稿がアスリートの心身を深く傷つけ、スポーツ界にとって大きな損失につながることを忘れてはいけません。

また、アスリートの写真や動画を使用した性的な言葉や画像等の投稿も、アスリートを傷つける深刻な問題となっています。

そして、これらの被害は有名アスリートに限ったことではありません。中高生においても、部活動や大会といった場面で、同様の被害が発生していることに注意が必要です。

## 匿名だからって・・・

対面や実名では言えないようなことでもインターネット上では言えたり、ついつい攻撃的な言葉を使ってしまったりすることはありませんか？インターネットでは、利用するときは匿名に見えても、実際には投稿の発信者を特定できる仕組みがあり、悪質な誹謗中傷などの投稿を行った場合、民事上・刑事上の責任を問われる可能性があります。



## 気をつけるのは自分の投稿だけではありません

自分の書き込みは誹謗中傷の内容ではないからといって、安心してはいけません。一つ一つは誹謗中傷に見えない言葉でも、複数の書き込みが積み重なると深刻な誹謗中傷になり得ることにも注意が必要です。



## 法整備も進められています

悪質な誹謗中傷を抑止し、また、そのような行為に厳正に対処するため、公然と人を侮辱した行為に適用される「侮辱罪」の法定刑が、令和4年7月から「1年以下の懲役若しくは禁固若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げされました。

SNSなどにおける書き込みも、内容によっては侮辱罪による処罰の対象となる可能性があることに注意が必要です。

また、令和4年10月から「改正プロバイダ責任制限法」が施行され、SNS等で誹謗中傷の投稿をした者の情報開示の裁判手続がより簡易になりました。



詳細は以下HPをご覧ください。

法務省HP

インターネット上の人権侵害を  
なくしましょう

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>



身边に起こっているトラブルの事例です。

# 3 個人情報の拡散

インターネット上に投稿した写真や動画から、写っている人の名前や住所、通っている学校や生活範囲などが、全く知らない人に知られてしまうケースが発生しています。事件やトラブルに巻き込まれないために、投稿の際には十分注意しなければなりません。

## 投稿から個人が特定されたことによる被害



自宅で友人と撮影した写真を、友人グループ限定で公開しているSNSへ投稿しました。後日、別のSNS上に、全く知らないアカウントから、その写真が名前や学校名とともに投稿され、その後、嫌がらせや誹謗中傷の書き込みが寄せられるようになりました。友人の一人が、写真を誰でも見ることのできる他のSNSに投稿し、写り込んでいる制服や学校のかばんから、個人情報が特定されてしまったのです。



### COLUMN

## 個人の特定を招かないために

仮に位置情報をオフにして撮影した写真だとしても、例えば、次のような情報をつなぎ合わせることで、投稿者への接触が可能になる場合があるため、インターネット上に写真を投稿する際には注意が必要です。

- ・制服や学校で撮った写真⇒名前や学校・学年など
- ・利用しているお店の情報⇒住んでいる地域や生活範囲など
- ・投稿日時⇒生活習慣やスケジュールなど
- ・写り込んでいる建物や風景⇒住んでいる地域や生活範囲、名前など
- ・天気、地震、電車の遅延情報⇒住んでいる地域や生活範囲など
- ・自宅から見える風景や室内の写真⇒住所や名前など



# 人の名誉を傷つけたことによる損害



高校入試において受験生がカンニングをしたという報道がありました。実名は報道されず、SNSでは犯人探しが過熱していました。たまたま知人が同じ高校を受験していたので、匿名だからと面白半分で、その知人の氏名と中学校名を挙げて、「この人がカンニング犯です。」とSNSに投稿したところ、犯人が特定されたとして広く拡散されてしまい、知人の中学校には、知人を非難する電話が殺到しました。

後日、その知人は、弁護士を通じて自分が投稿者であることを特定し、うその投稿で精神的苦痛を受けたとして、親に多額の損害賠償を請求してきました。



COLUMN

## 名誉を傷つける情報の投稿・拡散

インターネット上には様々な情報があふれていますが、中には不確かな情報や間違った情報も数多くあります。だからといって、わざと間違った情報を発信することが許されているわけではありません。うその情報を発信したことで、人の名誉を傷つけ、財産的な損害や精神的苦痛を与えた場合には、発信者が罪に問われたり、損害賠償を請求されたりする可能性があります。

また、間違った情報が再投稿・拡散された場合、投稿者だけでなく、再投稿や拡散をした人も罪に問われたり、損害賠償を請求されたりする可能性があります。

「〇〇が駅前のコンビニで万引きをしたらしい」、「この前のテストで□□がカンニングをしたらしい」といった情報は、すぐにみんなと共有したいと考えてしまいがちです。ですが、いったん立ち止まって、「その情報は本当に正しいのか」、「本当に広く共有すべきか」、「その情報を広めることによって不利益を受ける人がいるのではないか」をしっかりと考えた上で行動するようにしましょう。



身边に起こっているトラブルの事例です。

# 4

## 性犯罪・児童ポルノ・ リベンジポルノ

SNS 等を経由して知り合った人により、トラブルに巻き込まれ、犯罪にまで発展してしまうケースもあります。被害者は長期間にわたり精神的苦痛を感じ、平穏な生活が脅かされています。

### 性犯罪被害



たとえば

SNS を通じて成人男性と知り合い、いろいろ話を聞いてもらううちに親しくなりました。その後、男性から「会いたい」と言われたので、実際に会うことになりました。そして、彼の車でドライブに行ったのですが、人気のないところに連れて行かれ、無理矢理わいせつな行為をされました。



### 児童ポルノ被害



たとえば

あるバンドのファンの交流サイトで知り合った人から、裸の写真を送ってくれたらライブのチケットを譲ってあげると言われました。どうしてもライブに行きたくて、裸の写真を撮って送りましたが、その後すぐに相手と連絡がとれなくなって、結局チケットは手に入りませんでした。しばらくして、その人が児童ポルノの犯罪で摘発されたことを知りました。



#### 解説

児童ポルノの所持・製造・提供は犯罪です！

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(いわゆる「児童買春・児童ポルノ禁止法」)においては、18歳未満の者の性的な写真や動画など(児童ポルノ)を所持することや製造すること、提供することなどが禁止されており、違反した場合には、懲役や罰金といった重い罰則が科せられることになります。

## リベンジポルノ被害



交際していた彼氏に、裸の写真を撮らせてほしいと言われて、そのときはラブラブだったので言われるままに撮らせてしました。その後、彼氏と大げんかして別れることになり、しばらくして、当時彼氏に撮らせた自分の裸の写真がネット上で公開されていることがわかりました。



解説

### リベンジポルノは犯罪です！

「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（いわゆる「リベンジポルノ防止法」）においては、性的な画像等を本人の許可を得ずにインターネット上などで公表することや、公表させることを目的として第三者に提供することなどが禁止されており、違反した場合には、懲役や罰金といった重い罰則が科せられることになります。

コラム  
COLUMN

### SNSへの書き込みを発端とする凶悪事件が発生！

SNSに悩みを投稿した若者を言葉巧みに誘い出し殺害したとみられる、極めて残酷で凶悪な事件が発生しました。SNSに書き込んだ悩みをきっかけに、「悩みを聞くから会おう」などと言って誘い出すような情報には十分に注意しましょう。いじめや虐待などのお悩みは、法務局の窓口（p.22）でもご相談を受け付けています。



身边に起こっているトラブルの事例です。

## 5 インターネットでの差別

インターネット上には、特定の国の出身者などに対する差別的な投稿も数多く見られます。

### 特定の民族を排斥する差別的な投稿（ネットヘイト）



自宅の近くで行われた在日の外国人に対するヘイトスピーチが、インターネット上の動画共有サイトに掲載され、その動画のコメント欄は、「〇〇人は出て行け」「〇〇人は殺せ」などの不当な差別的書き込みが溢れました。



東日本大震災や熊本地震などの大規模な災害が発生した際に、「被災地で外国人による犯罪が横行している」など様々なデマ情報が広がりました。

また、特定の国に関する報道やデマ情報を鵜呑みにして、その国の出身者や関係する施設に対して、誹謗中傷や嫌がらせ、危害を加えるなどの事案が発生しています。



## ヘイトスピーチ

ヘイトスピーチに明確な定義はありませんが、最近、インターネット上で特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、一方的に危害を加えようとしたりする内容の言動が見られ、このような言動が一般的にヘイトスピーチと言われています。例えば、特定の国の出身の人々について一律に「日本からたたき出せ」や「殺せ」というものがヘイトスピーチに当たると言われています。

このような言動は、言われている人々の心を傷つけたり、そのような人々に対する差別を生じさせるおそれがあり、決してあってはならないものです。このような言動を投稿したり、拡散したりすることのないようにしましょう。



## 特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿の問題

部落差別（同和問題）という言葉を聞いたことはあるでしょうか？これは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

部落差別に基づく偏見や差別意識は今なお残っており、インターネット上でも、特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿や、その地域に関係のある人々に対する誹謗中傷や差別的な内容の投稿が問題となっています。

出身地や居住地によって差別されることはあるってはならないことですから、特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿をしたり、拡散したりすることのないようにしましょう。

# ネット被害から自分を守るために

正しい知識を身につけ、自分で自分の身を守りましょう。

これまで取り上げてきたトラブル事例から振り返ってみましょう。

- SNS の使い方など、インターネット上でのやり取りについて、日ごろから家族や友人と話し合っておきましょう。

- ネットいじめにあったときは、一人で悩まないで、信頼できる人に相談しましょう。



- 悪口や差別的な内容の投稿に対しては、コメントや拡散をしないようにしましょう。



- どんなに仲良しでも、自分の裸の写真などを送らないようにしましょう。

- 自分の投稿が、意図していないところへ広がる危険があることを理解し、安易に写真や個人情報が分かるような投稿をしないようにしましょう。



- インターネット上で知り合った人と会うときは、トラブルに巻き込まれるかもしれないこと、犯罪の被害に遭うかもしれないことを十分に考えましょう。



インターネット上で発信をしたり、他人の投稿をシェアする前に、それが誰かを傷つけたり、自分の身を危険にさらしたりする可能性がないかを、注意深く考えましょう。

# ネットで相手を傷つけないために

ネット上の書き込み、情報発信には責任が伴います。

これまで取り上げてきたトラブル事例から振り返ってみましょう。

- 自分は軽い気持ちであっても、相手を深く傷つける可能性があることを理解し、相手の立場に立ち、考えてから発信するようにしましょう。

- 本人の許可なく、他人の写真や個人情報を投稿したり、書き込みを他の場所に転載したりしないようにしましょう。



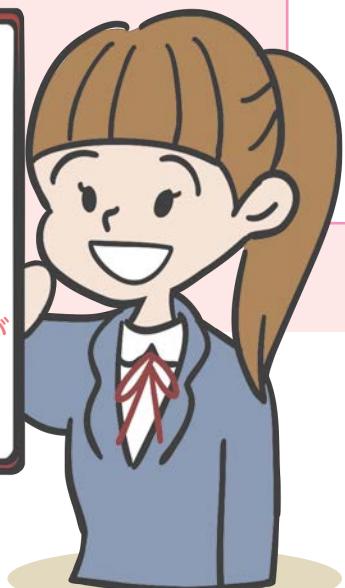
- 誰かに対する意見や感想を投稿するときは、誹謗中傷につながる内容になっていないかどうかを十分に考えましょう。



- 誰かのメッセージを見て嫌な気持ちになったとき、すぐに相手に感情をぶつけるのではなく、一呼吸して落ち着いてから、相手の意図を確認するようにしましょう。



インターネット上でも実生活でも、互いを思いやることが必要です。誰もが楽しくインターネットを利用できるよう、私たち一人ひとりが心がけて行動しましょう。



- 他人が発信した情報を再投稿・拡散する前に、その情報が正しいかどうか、他人の不利益にならないかどうかを十分に考えましょう。

# フィルタリング、ルール、マナーは、 こどもの人権を守ります！

## 「フィルタリング」は必要です！

有害な情報から皆さんを守るために有効な手段として「フィルタリング」があります。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」では、携帯電話の事業者は青少年利用者に対し、フィルタリング措置を行うことが義務付けられています。スマホを購入する際には、お店の人に相談し、年齢や判断力に応じた適切なフィルタリングサービスを必ず利用しましょう。

インターネットを使用する際には、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、家族とよく相談し、自分の年齢と判断力にふさわしい「フィルタリング」の設定がされているか、きちんと確認することが大切です。

### スマートフォンなどを新規契約又は 機種変更する場合

- ・新規契約時には、18歳未満であることを伝えよう。
- ・お店の人からフィルタリングの説明を受けよう。
- ・お店の人や保護者と相談し、年齢に合った適切なフィルタリングを設定してもらおう。

### 既にスマートフォンなどを 利用している場合

- ・年齢や使い方、判断力に応じたフィルタリングサービスを必ず利用しよう。

### 携帯電話会社が提供しているフィルタリングサービスの一例



こどもの学齢にあわせた  
制限レベルが自動で  
設定できる。

こどもの利用状況に  
あわせて、保護者が  
カスタマイズ設定できる。

アプリが使えない時間等を  
設定でき、スマートフォンの  
使いすぎを防ぐことができる。



一時的に家族の端末を使う場合や、  
いわゆる格安スマホなどの利用の際にもフィルタリングを忘れずにね！

## インターネットと人権について話し合おう！

インターネットを安心して利用するために、人権意識やモラルについて普段から保護者や友達と話し合い、トラブルに巻き込まれることのないよう、注意し合いましょう。



## 家庭でルール作りをしよう！

ルールを守ることは、自分を守ることにつながります。インターネットを利用するときは、家族で話し合ってルールを作り、安全で有意義なインターネットの利用に役立てましょう。

### 【ルール作りのポイント】

- 利用時間、場所、利用目的などを確認する
- 相手への思いやり、配慮などを取り入れる
- 身近な人権について意識する
- 必要に応じ、ルールの見直しを行いながら、常に問題の共有ができるよう工夫する



## スマートフォンなどの使用上のマナーを確認しよう！

スマートフォンなどを歩きながら使用して、画面に釘付けになっていたために、他の人に迷惑をかけたり、スマートフォンを操作しながら自転車を運転し、思わぬ事故につながったりといったケースが多発しています。周りのことを考え、マナーを守って、危険な事故を未然に防いでいくことが、みんなの人権を守ることにもなります。楽しく安全で、安心な生活を送るために、スマートフォンなどの使い方のマナーについて、家族の間で確認しておきましょう。



# 書き込みや写真、動画などの削除依頼について知りましょう

SNS やサイトなどで、誹謗中傷などにあたる悪口や写真、動画などが掲載された場合、管理者や、プロバイダなどに、削除の依頼をすることができます。

## 管理者やプロバイダに削除依頼する場合の手順（一例）

削除依頼する場合、一般的には、まず掲示板などの管理者に削除依頼を行います。管理者に削除依頼しても削除されない場合には、次の段階として、その掲示板を提供しているプロバイダに削除依頼を行いましょう。ここでは、一般的な削除の例をご紹介します。

- 削除の流れ**
- 1 誹謗中傷が掲載されている掲示板のアドレス（URL）などを確認します。
  - 2 掲示板のトップページにある「管理者へのお問い合わせ」や「利用の規約」などのページから、削除依頼専用ページ又は連絡先を探します。（掲示板内に書かれた「削除依頼」と表記されたリンクボタンをクリックすると、掲示板サービスを提供している管理業者などの削除専用ページなどにアクセスできます。）
  - 3 プロバイダに削除依頼をするためのページが表示されたら、必要事項をフォームに従って入力します。
  - 4 内容をもう一度確認し、「削除の実行」をクリックします。

## 掲示板削除依頼専用ページ（一例）

掲示板削除依頼フォーム

氏名 ○○○○○

URL http://～

掲載箇所名 ○○○○○○○

削除理由：当該掲示板に、個人を誹謗中傷する書き込みがなされ、当事者が学校でいじめを受けるなどの問題に至っております。今後もこのような掲示が継続し、書き込みが繰り返されると、当事者の精神的な苦痛が重なり、取り返しが困難な状況を招きかねませんので、早急な削除を行っていただきますようお願いいたします。



## 削除依頼する場合の注意事項

誹謗中傷にあたる書き込みや動画などが掲載されている掲示板の URL やアドレスを控え、該当する画面や動画は、保存しておきましょう。

印刷ができない携帯専用の掲示板やアプリなどの場合は、カメラなどで撮影し保存しておきましょう。

## 削除依頼をする場合のリスクについても考えておきましょう。

削除依頼をしたことが公表されるタイプの掲示板では、削除依頼をしたことにより、書き込みなどの内容に再び注目が集まり、冷やかしや、なりすましの書き込みが増え、結果的に被害が拡大してしまう可能性も考えられます。また、掲示板によっては、削除依頼をした人の氏名やメールアドレスなどの個人情報が掲載されてしまう場合もあります。削除を依頼するかどうかや、その際に個人情報を入力するかどうかは、自分で判断せず、保護者に相談するなどして慎重に判断しましょう。もし自分で対応することが不安なときは、法務局の相談窓口に相談しましょう。



# 困った時には 一人で悩まず、相談しよう！ すぐに、信頼できる大人に相談しよう！

インターネット上で自分の悪口が書かれていたり、自分の写真が無断で掲載されたりしたら、保護者や先生など信頼できる大人に相談し、適切な対処方法について考えましょう。

## 法務局には相談窓口があります！

もし、保護者や先生に相談できなかつたり、どうしたらよいか迷つたら、最寄りの法務局の相談窓口に相談できます。全国の法務局では、相談者の意向に応じて削除依頼の方法の助言を行はほか、違法性を判断した上で、プロバイダへの削除要請なども行っています。相談の際には、控えておいたURLや掲載内容、掲載された誹謗中傷により、どのような問題が起こっているのかなど、具体的な被害を書いたメモなどを用意しておきましょう。



## 発信者情報の開示請求

誹謗中傷やプライバシーを侵害する書き込みがされたときは、プロバイダ責任制限法などに基づいて、プロバイダやサーバの管理者などに対し、書き込みをした人（発信者）の情報開示を請求することができます。詳しくは、お近くの法務局にお問い合わせください。

## 犯罪に巻き込まれそうな場合には、 迷わず警察に相談しましょう。

相談する際には、掲載内容を印刷したものなどが証拠となります。当該掲載箇所のURLと共に、最寄りの交番・警察署に持参してください。

詳しくは次のページへ



# あなたのお悩みに合う様々な相談窓口があります

## インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい



違法薬物の販売情報、  
違法なわいせつ画像、  
児童ポルノ、  
爆発物・銃砲等の製造、  
殺人や強盗等の犯罪行為の  
請負・仲介・誘引、  
自殺の誘引・勧誘などを  
通報したい

どうしたらよいか  
分からぬ

ネット上の  
書き込み・画像を  
削除したい

書き込んだ相手に  
損害賠償を  
求めたい

身の危険を感じている／  
脅迫されている／犯人の検査、  
処罰を求める

弁護士  
または



サイバー犯罪の情報提供、相談窓口  
警察または居住地の  
サイバー犯罪相談窓口

[www.npa.go.jp/cyber/soudan.html](http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html)

ネットトラブルの  
専門家に  
相談したい

人権問題の専門機関に  
相談したい

プロバイダ等に削除を  
促してほしい(民間機関)

有害情報も  
通報したい  
(民間機関)

迅速な助言  
違法・有害情報  
相談センター  
(総務省)



[www.ihaho.jp](http://www.ihaho.jp)

相談者自身で行う削除依頼  
の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広にアドバイスします。



削除要請・助言  
人権相談  
(法務省)



0570-003-110  
[www.jinken.go.jp](http://www.jinken.go.jp)

相談者自身で行う削除依頼の  
方法などの助言に加え、法務局  
が事案に応じてプロバイダ等に  
対する削除要請<sup>(1)</sup>を行います。

\*削除要請は専門的な知識を有する  
法務局が違法性を  
判断した上で行います。  
そのため、専門的な知識を有する  
専門家に相談をす  
る場合があります。



プロバイダへの連絡  
誹謗中傷  
ホットライン



[www.saferinternet.or.jp/bullying/](http://www.saferinternet.or.jp/bullying/)

インターネット上の誹謗中傷  
について連絡を受け付け、一定の基準に該当するか判断した  
ものについては、国内外の  
プロバイダに各社の利用規約  
等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請  
セーフライン



[www.safe-line.jp](http://www.safe-line.jp)

インターネット上の違法情報や  
有害情報の通報を受け付け、  
国内外のサイトへの削除の要  
請や、警察への通報を行  
います。リベンジポルノの被害に  
遭われた方、いじめの動画像  
の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼  
インターネット・  
ホットライン  
センター(警察庁)



[www.internethotline.jp](http://www.internethotline.jp)

インターネット上の違法情報  
及び重要犯罪密接関連情報、  
自殺誘引等の情報の通報を受  
け付け、ガイドラインに基づ  
いて該当性の判断を行い、警  
察への通報提供とサイトへの  
削除依頼をします。



\*上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対して  
アドバイスを提供する窓口としてIPA情報セキュリティ安心相談窓口があります。

\*上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

## 法務局に相談する場合の流れ

全国各地の法務局の職員や人権擁護委員が、あなたの悩みの解決のため、最善の方法と一緒に考えます。

相談方法は、電話相談や窓口相談、インターネット相談等があります。あなたの利用しやすい方法で、相談してください。

※ 人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考え方を広める活動をしている民間のボランティアの方々です。

## インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の処理について



## 相談はこちから

- インターネット人権相談受付窓口  
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)  
<https://www.jinken.go.jp/>



左の二次元コードを携帯電話などのバーコードリーダーで読み込むと簡単に接続できます。

## インターネット人権相談

検索

- こどもの人権 110 番（全国共通・通話料無料）  
☎ 0120-007-110（ぜろぜろななのひゃくとおばん）  
受付時間：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- みんなの人権 110 番（全国共通）  
☎ 0570-003-110（ゼロゼロみんなのひやくとおばん）  
受付時間：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- 女性の人権ホットライン（全国共通）  
☎ 0570-070-810（ゼロナナゼロのハートライン）  
受付時間：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## 相談窓口

- インターネット人権相談受付窓口（パソコン、携帯電話、スマートフォン共通）  
<https://www.jinken.go.jp/>

- こどもの人権 110 番（全国共通・通話料無料）

☎ 0120-007-110 (ゼロゼロみんなのひゃくとおばん)

受付時間：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- みんなの人権 110 番（全国共通）

☎ 0570-003-110 (ゼロゼロみんなのひゃくとおばん)

受付時間：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- 女性の人権ホットライン（全国共通）

☎ 0570-070-810 (ゼロナナゼロのハートライン)

受付時間：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

右の二次元コードを携帯電話などのバーコードリーダーで読み込むと簡単に接続できます。



インターネット人権相談

検索

## 外部リンク



### 特設サイト

SNS は ハートをつなげるもの  
# No Heart No SNS



<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>



### 人権啓発動画

「『誰か』のこと じゃない。」  
インターネット編



<https://www.youtube.com/watch?v=WaBG41gvev4>



### 人権啓発動画

インターネットはヒトを傷つける  
モノじゃない。



<https://www.youtube.com/playlist?list=PLSmkcN62qni5Xlo3lhZCEnLTgOkR9xk4>



## 考え方 家族みんなで スマホのルール

私たちは子供たちの  
情報モラル育成に取り組みます



法務省人権擁護局



文部科学省

人権ライブラリーのご案内

電話 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954

人権ライブラリーでは、人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルなどの収集・貸出を行っています。  
人権についての様々な事を調べたり学習することができます。

人権ライブラリー

検索

<https://www.jinken-library.jp/>



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。